

本部くらしの委員会 主催

# くらしのスキルアップセミナー一便り

2011年度 第6回くらしのスキルアップセミナー

## 《 税金を聞く 》

～今、気になる税の新情報～

講師 佐野 康隆 氏

(金融広報アドバイザー・税理士)

◇日時 2011年11月16日(水) 10:00～12:00

◇会場 小城市 桜楽館

◇参加者 19名 ○共催 杵藤エリア委員会



税の新情報についてお話いただく予定でしたが、国会の審議が例年ほど進まず、不確定であった為、所得税の医療費等の還付や確定申告を中心に、お話いただきました。最後に質問の時間をもうけていただいたことで、参加者は、各々の疑問を解消して、満足した様子がアンケートよりうかがえました。大きく変わろうとしている今後の税制改正については、マスコミ等から情報を得ていきたいものです。

### 【講演要旨】

税制改正で新たに決定している事は次の2つです。

#### ① 公的年金所得者の確定申告の手続きの簡素化

その年の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出する必要がなくなりました。(平成23年分以後の所得税について適用されます)

ただし、医療費控除など所得税の還付を受けるための申告書を提出する事は出来ます。

また、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告書が不要な場合でも「住民税」の申告は必要です。

#### ② 確定申告の期間

確定申告の申告期間は、2月16日から3月15日までですが、確定申告の義務のある人で、還付になることが明確である人は、1月から申告書の提出が可能です。



## ◎所得税(住民税)の扶養控除

子ども手当の開始により、一部、廃止・縮小されました。平成23年10月以降の子ども手当は、市町村に申告をし直さないと受け取れません。申告の期限がありますので、手続きはお早めに。



## ◎寄付金控除(市民公益税制)

所得税(住民税)税額控除制度(新設)が導入され、認定NPO法人及び、公益社団法人等への寄付金について、約半額税金が控除されます。

$(\text{寄付金の額} - 2000\text{円}) \times 50\% = \text{税額控除}$   
(所得税40% + 住民税10%)

## ◎相続税

相続税については、継続審議となっていますが、基礎控除の引き下げや、死亡保険金の非課税限度額の改正、税率構造の見直し・最高税率の引き上げ等が検討されています。法案が成立すれば、相続税の申告が必要となる人が増えると思われます。

## ◎所得税

所得税は、個人の所得に対してかかる税金です。所得とは、「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を引いた金額(所得金額)です。例えば、給与所得者ならば、「給与の収入金額」から「給与所得控除額」を引いた額が「給与所得」となります。所得金額から医療費控除や生命保険料控除などの「所得控除額」を引いたものが「課税所得金額」。これに税率をかけると「所得税額(源泉徴収税額)」が計算されます。



## ◇所得控除

扶養家族が何人いるかなどの個人的な事情を加味して税負担を調整するもので、14種類あります。(医療費控除、社会保険料控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、扶養控除、寡婦控除・寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、基礎控除、以上、14種類)

### ・生命保険料控除改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)については、新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除となり、それぞれの適用限度額を4万円とし、合計適用限度額が12万円になります。

### ・医療費控除

多額の医療費を支払ったとき、控除を受けることができます。控除額は、(正味の医療費 - 10万円)または、(正味の医療費 - 総所得金額 × 5%)のどちらか多い方で、1月1日から12月31日までの1年間に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。また、領収書等の添付が必要です。医療費等の中には、医療費控除が受けられないものもあります。

## ・給付金

給付金(高額療養費、出産育児一時金、入院給付金、高額介護サービス費など)は、医療費から引いて計算します。その場合、出産にかかわる補てん金なら出産費用から、けがの治療のために出た補てん金なら、けがの治療費から補てん金を引きます。引ききれなかった金額があっても、他の医療費から引く必要はありません。支払った医療費より補てんされた金額が大きいときは、明細書にその項目だけ記載しないか、支払った金額と同額を補てん金額として記載すると間違いがありません。

給付金でも、出産手当金、育児手当金、傷病手当金など、差し引かなくてもよいものもあります。

同居していない家族でも、「生計を一」(仕送りで生活しているような場合)にしていれば、家族の医療費として合算できます。

たとえば、兄弟で家族の医療費を負担した時も自分が負担した分については可能で、治療を受けている人が誰の扶養親族になっているかは関係ありません。

共働きの場合は、夫婦どちらか一方が世帯全体の医療費を支払っていれば、その人が一括して控除を受ける事ができ、税率の高い方が一括して受けると節税効果が高まります。



## ■参加者アンケート

(60歳以上 男性) 知らないと思えることがたくさんあることがわかりました。節税対策を勉強したいと思いました。

(40歳代 女性) 時期的に確定申告前で興味があったから参加しました。先生のお人柄で、質問も気軽にできました。質問が多い＝疑問に思っている人が多いですから、とても良い企画だと思いました。参加して良かったです。

(30歳代 女性) 来てよかったです。先生に質問できて、ふだんモヤモヤしていた部分がすっきりしました。

(50歳代 女性) 久しぶりに佐野先生のお話を聞いて良かったです。以前は、あまり興味がなかった年金収入のことや相続税のことを聞いて参考になりました。

(50歳代 女性) 毎年、医療費の控除を受けておりましたが、今年は、生命保険会社の保険金が支払われていたので、申告が無理かと思っていましたが、先生に質問して解答を得ましたので安心しました。

(60歳以上 女性) 兼業農家の為、確定申告を主人に変わり自分が行っているのですが、少々興味があり、また、義母が亡くなったりで相続やいろいろ…。参加して大変勉強になりました。